

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>
環境関連法規制等の動き 2020年8月(2020.7.21~2020.8.24)

法令情報

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

<環境省令第19号> (2020.8.24公布、2020.10.1施行他)

2020.2.25に公布された改正廃棄物処理法施行規則(3月号参照)に係る改正です。先の改正で産廃処理業者が優良認定基準に適合する許可を受ける場合、事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類として大臣が指定する者が作成した書類を提出すること等が追加されました。今回、大臣が指定する者の基準を定めるとともに、所要の規定の整備等が行われました。

当該業者の許可申請を行う事業者が対象です。

<参考>電子政府 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195200014&Mode=3>

2. 石綿障害予防規則に係る厚生労働大臣が定めるものの改正について (4件共2020.7.27公布)

-1. 石綿障害予防規則 第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

<厚生労働省告示第276号> (2023.10.1施行)

-2. 石綿障害予防規則 第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等

<同第277号> (同上)

-3. 石綿障害予防規則 第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物

<同第278号> (2022.4.1施行)

-4. 石綿障害予防規則 第6条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物

<同第279号> (2020.10.1施行)

2020.7.1に公布された改正石綿障害予防規則(7月号参照)に係る改正です。建築物の解体等前に石綿等使用有無の事前調査を行う人の要件(-1)、分析調査を行う人の要件(-2)、石綿等が使用されているおそれが高いものとして大臣が指定する工作物(-3)並びに切断等以外の方法で除去作業を行わなければならない大臣が指定する石綿含有成形品(-4)がそれぞれ定められました。

<参考>電子政府 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200063&Mode=3>

<参考>電子政府 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200064&Mode=3>

<参考>電子政府 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200065&Mode=3>

<参考>電子政府 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200066&Mode=3>

<参考>改正省令概要 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200033&Mode=0&fromPCMMSTDETAIL=true>

3. 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等

<厚生労働省告示第286号> (2020.7.31公布、2021.4.1施行他)

2020.4.22公布された改正労働安全衛生法施行令及び改正特定化学物質障害予防規則(5月号参照)において、溶接ヒュームが第2類特定化学物質に指定されたことに伴い、発生源である金属アーク溶接等作業が作業主任者選任(2022.4.1施行)及び溶接ヒュームの濃度測定(2021.4.1施行)等の対象となります。今般、溶接ヒュームの試料採取方法、濃度測定方法並びに作業時に着用する呼吸用保護具の技術要件(2022.4.1施行)等が定められました。

当該物質を製造または取り扱う業務を有する事業者に適用されます。

<参考>厚労省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html

法令検索 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/

一般情報

1. 廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出確認及び輸入許可(2019年)について (2020. 8. 6環境省)

廃棄物処理法に基づき2019年に輸出された廃棄物の量は、100万トン(前年比▲36万)と減少しました。主な品目は、石炭灰で、セメント製造における粘土代替原料等の利用が目的でした。また、輸入された廃棄物の量は、2.5千トン(同+7百)と増加しました。主な品目は、廃乾電池や水銀含有汚泥等で、資源回収が目的でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/108296.html>

2. 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)の施行状況(2019年)について

(2020. 8. 6環境省)

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)に基づき2019年に輸出された特定有害廃棄物等の総量は、10.4万トン(前年比▲11.2万)と半減しました。主な品目は、石炭灰や錫鉛くずで、金属回収など再生利用が目的でした。また、輸入された特定有害廃棄物等の総量は、6.6千トン(同▲2.1万)と減少しました。主な品目は、電子部品・電池スクラップや金属含有スラッジで、こちらも金属回収など再生利用が目的でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/108297.html>

3. 日本健康会議において健康経営優良法人 2021(中小規模法人部門)の申請受付が開始されました

(2020. 8. 24 経産省)

健康経営優良法人認定制度は、健康経営に取り組む優良法人を「見える化」する制度です。この制度により金融機関、関係企業、従業員や求職者などから社会的評価を受けることができる環境を整備することを目的としています。今回、「健康経営優良法人 2021」の認定申請の受付が開始されました。申込期限は2020. 11. 27 です。

〈参考〉経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2020/08/20200824002/20200824002.html>

公募情報

1. 2020 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化

促進事業(業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化・省CO2促進事業))の

二次公募について (2020. 8. 24 環境省)

本公募は、既存の建築物等において大幅な脱炭素化等の促進するため、省CO2性の高い設備機器等を導入する際の経費の一部を補助するものです。二次公募期間は2020. 9. 18 までです。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/108349.html>

以 上